

回数	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回
日程	令和3年1月12日(火)	令和3年3月9日(火)	令和3年5月11日(火)	令和3年7月13日(火)	令和3年9月14日(火)	令和3年11月9日(火)
備考						
議題内容	<p>所有権保存登記</p> <p>所有権保存登記とは 対抗要件としての所有権保存登記 表示に関する登記との関係</p> <p>所有権保存登記の分類 表題部所有者またはその相続人その他の一般承 継人(74条1項1号) 所有権を有することが確定判決によって確認され た者(74条1項2号) 取用によって所有権を取得した者(74条1項3号) 区分建物の場合で表題部所有者から所有権を取 得した者(74条2項)</p> <p>74条1項の所有権保存登記 はじめに表題登記 表題登記が完了してから所有権保存登記 申請人適格 登記申請手続 所有権保存登記を申請する際に問題となる点 表題部との関係 表題部所有者が複数いる場合</p> <p>74条1項1号後段による保存登記 登記名義人 相続人の範囲 登記申請手続 表題部所有者の相続人からの保存登記について 問題となる点</p> <p>74条1項2号による登記 74条1項2号の登記とは 判決の種類 判決の内容 表題登記がない場合 表題登記がある場合 判決による所有権保存の登記手続</p> <p>区分建物の所有権保存登記 区分建物とは 専有部分と共用部分 敷地利用権 分離処分の禁止 一体性の原則の適用 敷地利用権の整理</p> <p>申請人 区分建物の所有権保存登記における申請人 申請人で問題となる点 表題部所有者からの転得者 表題部所有者Aから譲り受けたBがCに転売し た場合 表題部所有者AがBに持分2分の1を譲渡 した場合 表題部所有者AがCに譲渡し、その後Bが死 亡しCが相続した場合</p> <p>74条2項による保存登記(敷地権の表示の登記が ある場合) 申請人適格 登記申請手続 問題となる点</p> <p>74条2項による保存登記(敷地権の表示の登記が ない場合) 申請人適格 登記申請手続 問題となる点</p> <p>抵権による所有権保存登記</p>	<p>所有権移転登記(特定承継)</p> <p>売買による移転登記</p> <p>通常売買</p> <p>所有権移転登記における登記の目的 売買の効力発生時期と登記原因日付 売買による移転登記の申請構造</p>	<p>所有権移転登記(特定承継)</p> <p>売買以外の契約による移転登記</p> <p>贈与 交換 代物弁済 現物出資 譲渡担保 共有物分割 財産分与</p>	<p>所有権移転登記(特定承継)</p> <p>契約によらない移転登記</p> <p>契約解除・取消 時効取得 持分放棄 真正な登記名義の回復 その他の原因</p> <p>委任の終了 民法第287条による放棄 民法第646条2項の規定による所有権移転登記</p>	<p>所有権変更登記</p> <p>所有権の変更登記とは</p> <p>共有物分割禁止の定め 共有物分割禁止の定めと処分の制限 共有関係の発生と共有物分割禁止の定め 共有物分割禁止の定めによる変更登記手続</p> <p>権利の消滅に関する事項の定め 権利の消滅に関する事項の定めとは 死亡または解放による登記の抹消 権利の消滅に関する定めの登記の抹消</p> <p>所有権保存登記の更正登記 所有権保存登記の更正が可能の場合 当事者の更正および持分の更正 登記上利害関係人 登記官の懸念による更正登記 登記原因の更正 日付の更正 登記の目的の更正</p> <p>相続による所有権移転登記の更正 欠格 免除 相続放棄 遺産分割 寄与分 特別受益 遺目の発見 遺贈 胎児</p> <p>所有権抹消登記 所有権保存登記の抹消登記 所有権移転登記の抹消登記</p>	<p>登記名義人の氏名住所の変更(更正)登記 登記名義人の意義 登記名義人に当たらない者 登記名義人に当たらない者 登記名義人の氏名住所の変更(更正)登記 変更登記と更正登記 変更登記と更正登記の違い 個人と法人での登記の目的の違い 個人と法人の変更についての登記原因の違い 法人についての登記名義人の氏名変更(更正) 登記 組織変更 合併 抵当権の取扱店の記載 登記名義人の氏名住所の変更(更正)登記等の可否 登記名義人氏名住所変更(更正)登記ができ る場合 登記名義人氏名住所変更(更正)登記ができ ない場合 登記名義人の氏名住所変更(更正)登記等の要否 みなし規定 特定承継による移転登記の前提としての登記名義 人変更(更正)登記の要否 抹消登記の前提としての登記名義人変更(更 正)登記の要否 登記義務者に名義変更が生じている場合 登記権利者に名義変更が生じている場合 利害関係人に名義変更が生じている場合 (根) 抵当権の追加設定登記の前提としての登 記名義人変更(更正)登記の要否 その他の分類による登記名義人変更(更正)登 記の要否 登記原因記載の根本原則 登記名義人氏名住所変更(更正)登記等の一 括申請の可否 一括申請できる場合 一括申請できない場合 登録免許税 変更登記 更正登記 変更登記と更正登記 変更証明情報</p>